

全国二地域居住等促進官民連携 プラットフォーム 令和7度二地域居住関連予算説明会

令和7年1月

国土交通省 国土政策局

○ 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年5月)の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024(抜粋)

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

(令和7年度予算案: 10百万円)

・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

(令和6年度補正予算: 300百万円・令和7年度予算案: 10百万円)

・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修(お試し居住施設)



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

(令和6年度補正予算: 100百万円)

・官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの構築を支援する。

二地域居住等を通じて地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

○二地域居住等の促進にあたっては、二地域居住等に伴う交通費、滞在費等の諸費用への支援、地域交通、医療・福祉、子育て・教育等の地域における生活環境の整備、二地域居住先での納税や住民票等の地域への関わり環境整備などが、今後の更なる課題となっており、中長期的な検討が必要である。

○中長期的な課題の解決に向けた実証的なモデル事業をハード・ソフト一体的に実施し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を図る。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体の実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。

【支援対象例】

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の制度面・手続き面の課題に対する実証や環境整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要システム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額（※上限額は2000万円）

・実証実施に要する経費

1 / 2

※事業が複数年度にわたる場合も事業実施可能

【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

二地域居住促進のための主な連携予算要求(R7年度概算要求)

分野	予算(項目)	内容	R7予算要求
住まい	空き家対策総合支援事業	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	7,900百万円
	空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)		社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数
	離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)		
なりわい(仕事) コミュニティ	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	特定居住促進計画区域内でのコワーキングスペース等の整備に対する個別補助を創設(R6年度より)	130百万円
	地域の人事部支援事業(経産省)	支援要件の一つとして特定居住支援法人の取組であることを追加	300百万円
インフラ	広域連携事業(社会資本整備総合交付金)	交付金の対象に、二地域居住等の拠点施設に関連した都道府県による基盤整備を追加	社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数
観光	第2のふるさとづくりプロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	新たな交流市場・観光資源の創出事業650百万円の内数
地域交通	共創・MaaS実証プロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	地域公共交通確保維持改善事業27,399百万円の内数
デジタル	デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府) (地方創生推進タイプ・地方創生拠点整備タイプ)	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	120,000百万円の内数
農山漁村	農山漁村振興交付金(農水省) ・ 地域資源活用価値創出対策 ・ 中山間地農業推進対策のうち農村RMO形成推進事業	特定居住促進計画区域内における取組を重点的に支援	10,388百万円の内数

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務 R6拡充

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

令和7年度概算要求額:1,208百万円 うち重要政策推進枠:308百万円
 (令和6年度当初予算額:1,011百万円)
 社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を離島活性化交付金で、ハード事業(施設整備等)を離島広域活性化事業で支援する。

離島活性化交付金

目的: 戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図る。

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - ー雇用の創出のための戦略産品開発
 - ー戦略産品(5品目まで)の輸送費支援
 - ー企業誘致・創業(離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援)等促進
- ・定住誘引事業
 - ーU、I、Jターン希望者のための情報提供
- ・流通効率化事業
 - ーコンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技术活用促進事業
 - ードローン、グリーンスローモビリティ、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
 - ー買い物支援、高齢者の送迎支援等
- ・安全・安心向上事業
 - ー防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
 - ーパンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - ー中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成
- ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進
 - ー離島留学に関する支援、離島体験ツアー等

離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)

目的: 一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

○定住促進住宅整備事業 ※

下線が見直し部分

- ・定住促進住宅の整備(既存施設の改修等及び新築)

○定住誘引施設整備事業 ※

- ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築)
- ・交流施設の整備(既存施設の改修等)

※離島における二地域居住を促進するため、特定居住促進計画に基づき実施する事業を重点配分対象事業に設定。(効果促進事業を活用したソフト事業にも適用することで、二地域居住をパッケージで支援する。)

○流通効率化関連施設整備事業

- ・冷蔵倉庫、荷さばき施設等の整備

○定住基盤強化事業

- ・避難施設・非常用電源・備蓄倉庫等の整備

(防災目的の高付加価値コンテナを含むことを明確化)

- ・交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象
- ・各事業には、基幹事業と一体となって効果を発揮するために必要な効果促進事業(ソフト事業)を含むことができる。

◆主な補助率: 都道府県、市町村…各事業の1/2以内
 民間団体…各事業の1/3以内

【R6創設】地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

要求額：130百万円

事業概要

地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住の推進、地方の定住促進を図るため、立地適正化計画策定済み市町村が、特定居住促進区域を設定した場合等に、誘導区域等で、使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備や移住・二地域居住に資するソフト事業に対して支援を行う。

■前提条件

- ・市町村等で移住・二地域居住に関する取り組みをこれまで積極的に行ってきたこと。
- ・市町村が立地適正化計画(都市再生特別措置法 第81条 第1項)を策定していること。
- ・市町村が、特定居住促進計画（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 第22条 第1項）を策定していること。
（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、計画を策定する見込みの場合も含む）
- ・当該計画に基づきテレワーク拠点施設整備とあわせて、総合的な移住・二地域居住促進策を行うこと。

- ### ■支援内容
- 【ハード】：①使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備
②上記施設に併設する関連施設（移住相談・交流スペース、子育て支援施設・キッズスペース 等）の設置
【ソフト】：③同施設で実施する移住・二地域居住に向けた交流イベント や 移住・二地域居住に関する情報発信 等

①②③の
すべてを行うこと

■交付対象

- ・市町村
- ・特定居住支援法人



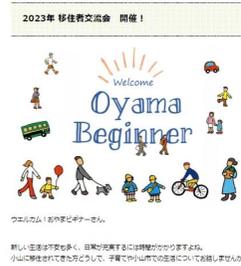
茅野市『ワークラボ八ヶ岳』



境町『SWORK+KIDS』



小山市 移住者交流会

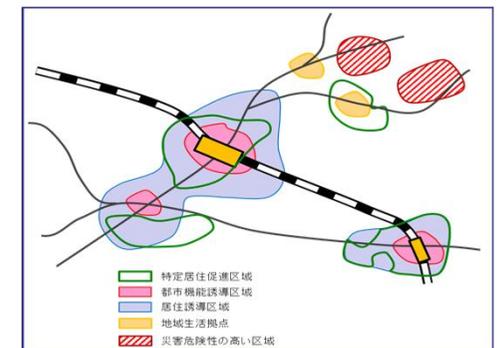


■補助率

- ・市町村： 1/2
- ・法人： 1/3（市町村が補助対象事業へ補助する場合に限る。）

■対象区域：①かつ②

- ①立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域、地域生活拠点のいずれかに含まれる
- ②特定居住促進計画において定める特定居住促進区域に含まれる
（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、指定見込みの区域も含む）



事業目的・概要

事業目的

地域経済を牽引する中堅・中小企業の自律的な成長を後押しし、地域における良質な雇用の拡大や認知度向上を図るため、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援することを目的とする。

事業概要

(1) 地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

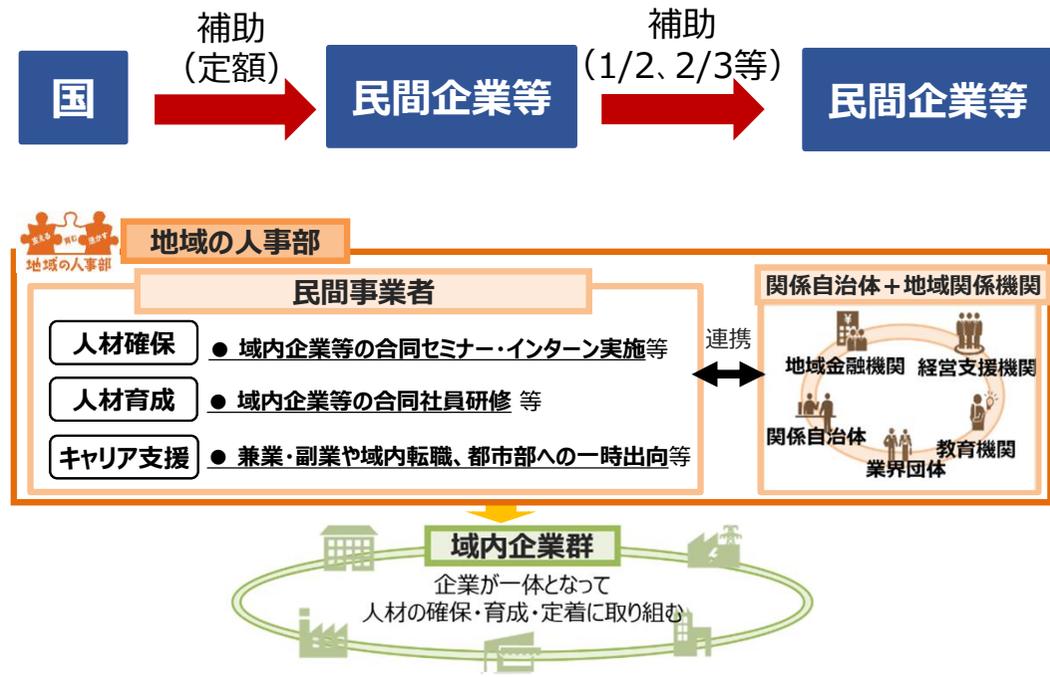
地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

(2) 地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

①地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、地域企業群への幹部インターンシップ制度を導入し、地域企業の事業承継に関心のある右腕人材や未来の後継者候補と中堅・中小企業のマッチングや引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を支援する。

②地域の人事部事業の持続化に向けた自治体との連携を推進するため、地域未来法の連携支援計画の承認事業者や二地域居住促進法に基づく特定支援法人等、法制度等と連携した地域の人材確保・育成・定着を目指す取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和7年度から令和9年度までの3年間の事業であり、短期的には、各年度30件の地域の人事部の取組の支援を目指す。

中期的には、地域における人材の確保・育成・定着を行う取組の補助事業開始年度の翌年度の継続率80%以上を目指す。

制度概要

【事業主旨】 広域にわたる人の往来又は物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、複数都道府県が連携・協力して取り組む基盤整備等をタイミング良く実施するための事業。

【社会資本整備総合交付金「広域活性化事業(広域連携事業)」の交付対象事業等】

- (1) 根拠法等：広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律
社会資本整備総合交付金交付要綱
- (2) 交付対象：都道府県（提案事業(ソフト事業等)は市町村等への間接交付も可）
- (3) 対象事業：複数都道府県が連携して作成する「社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画を包含）」に基づく事業等
 基幹事業※：拠点施設関連基盤施設整備事業・提案事業
 関連事業：関連社会資本整備事業・効果促進事業・社会資本整備円滑化地籍整備事業
- (4) 交付期間：3～5年程度
- (5) 交付率：最大45%（関連事業については個別の法令に規定がある場合以外は1/2）

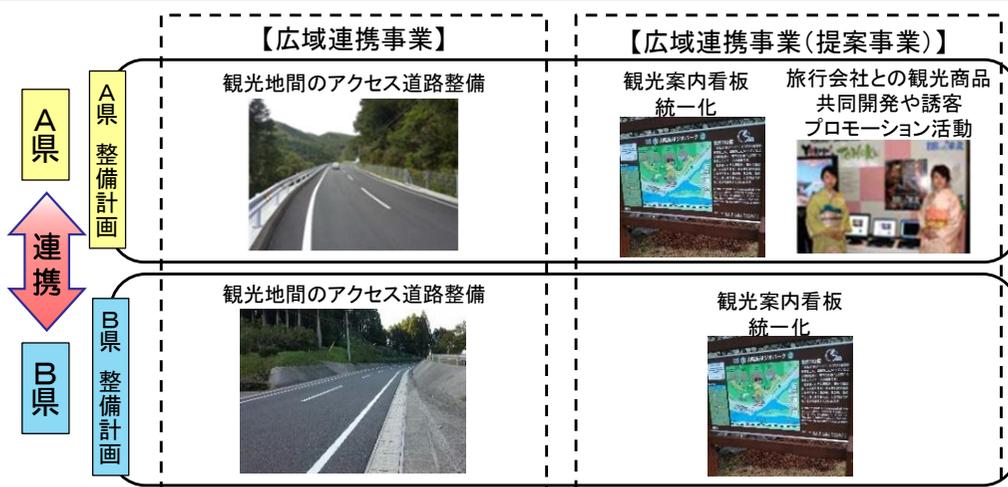
※拠点施設関連基盤施設整備事業・提案事業

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律において、都道府県が実施する以下の事業等。

- ・重点地区における民間事業者等による拠点施設の整備に関する事業と一体的に実施する事が必要なもの（法第2条第3項1号の事業（道路、河川、公園、土地区画整理事業等））
- ・拠点施設において行われる広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要なもの（法第2条第3項2号の事業（道路、空港、港湾、鉄道事業に限る））
- ・上記と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（提案事業）

広域連携事業のイメージ

例：広域的な観光活性化を図るため、A県とB県が連携し、観光地間のアクセス道路等を整備するとともに、観光案内看板を統一



新たな交流市場・観光資源の創出事業

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場・観光資源の創出が重要。
- 地域との交流・ワーケーションによる来訪・地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

関係人口化を通じた反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」

- 令和4年度の事業創設以降、地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域との繋がりの創出を目的にした新たな旅のスタイルの構築に取り組んできたところ。令和7年度においては、過去の取組における課題であった取組地域の拡大や地域経済への波及効果の拡大について重点的に取り組む。
- また、『人と地域の関係人口化』のみならず、企業においても、地方への関心が高まっており、地域課題への接点を求め、ワーケーション等を通じて、地方とのより深い関係の構築を模索する企業が増加。このような傾向に対して、地域と企業の結びつきを強固なものとし継続的な来訪に繋げるため、『企業と地域の関係人口化』の促進に繋がるプログラムを『企業版第2のふるさとづくり』として、企業をターゲットとした地域交流型の新たなプログラムの造成を目指す。

人と地域の関係人口化

(1) 初動事業化支援モデル

専門家の伴走支援により、新たに取組を行う地域の初動を支援。(補助事業)

(2) 先駆的事例創出モデル

地域への経済波及効果の高い新たな事業モデル等の創出を実施。(調査事業)

企業と地域の関係人口化

(3) 企業版第2のふるさとづくりモデル

地域課題の解決など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ体験型プログラムを造成し、滞在を通して知見を企業が地域に還元していく「企業と地域の関係人口化」に向けたモデル事例創出を実施。(調査事業)

事業スキーム

- (1) 事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→地方公共団体、DMO、民間事業者等）、補助率：1/2（上限600万円）等
- (2) (3) (4) 事業形態：直轄事業 請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- 事業期間：(1) 令和7年度～、(2) (3) (4) 令和4年度～

地域・日本の新たなレガシー形成

(4) レガシー形成事業の深化

- 将来、地域・日本のレガシー（遺産）となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和7年度以降は、令和6年度までに発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討。



歴史的建築物の保存・整備と観光施設等への活用（群馬県富岡製糸場）

令和7年度予算要求額
・地域交通の「リ・デザイン」等に対する支援関係
約274億円(対前年度比1.28倍)

- 地域のバス・鉄道の減便・廃止や運転者の不足等により、地域住民の移動に不便が生じているという現状の改善や、我が国成長のエンジンである観光需要の地方誘客に向けた観光二次交通の確保は、待ったなしの課題。
- 「交通空白」解消に向け、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めるとともに、デジタル技術も活用し、地域のあらゆる関係者が参画した連携・協働の取組を進め、地域交通の「リ・デザイン」を全国的に展開。

「交通空白」の解消

国土交通省「交通空白」解消本部

(本部長：斉藤国土交通大臣、令和6年7月設置)
の下、全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて一気呵成に取り組む。

※岸田総理大臣指示

「第五に、二次交通の確保が不可欠であり、「交通空白解消本部」を司令塔として、地方公共団体と連携し、デジタルを活用しつつ、交通空白の解消と利便性の確保に取り組んでいただきたい。」(第24回観光立国推進閣僚会議(令和6年7月19日))

- 「交通空白」の課題が存在する自治体において
公共ライドシェア、日本版ライドシェア等の導入等を一気通貫で支援
地域における調査・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援
- 官民連携、地域間連携、モード間連携による「交通空白」の解消を支援
(都道府県が先導・補完する「交通空白」解消に資する取組も後押し)
- 観光地や主要交通結節点等におけるアクセス・予約円滑化等の支援



多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

「デジタル田園都市国家構想実現会議」の下に設置された
「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめ(令和6年5月)を踏まえ、
デジタルの活用と関係省庁連携により実装

○共創モデル実証運行事業、日本版MaaS推進・支援事業

官民連携、交通事業者間連携、他分野との共創
MaaSの広域化 等

○地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

モビリティデータの利活用、横断的・機動的体制 等

○自動運転の社会実装に向けた支援 等



- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援
配車・運行管理システムの導入・共通化、
データ利活用に資するキャッシュレス決済の導入支援 等



- 旅客運送事業者の人材確保
2種免許取得支援等の人材確保等

- 財政投融资(鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資)

- ローカル鉄道の再構築方針策定等の後押し

- 社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)
地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設

- EV車両・自動運転車両などの先進車両導入支援



地域公共交通の維持・確保等

○地域公共交通の維持・確保

地域公共交通計画に基づくバス路線等の運行支援
離島航路、航空路の運航支援 等



- 訪日外国人旅行者の地方誘客を支える
公共交通機関等における受入環境整備(観光庁予算)
多言語対応、車両大型化、観光車両の導入・改良等



デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和7年度概算要求額 **1,200.0億円**【うち**重要政策推進枠**300.0億円】
（令和6年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地方創生推進タイプ

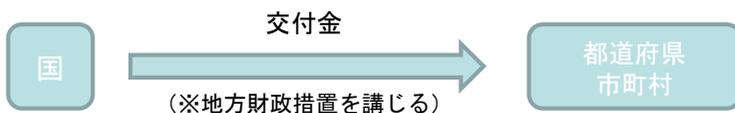
観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援。

（注）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○主な対象事業

【デジタル実装タイプ】



地域アプリ



オンライン診療



【地方創生推進タイプ】

- ・地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（先駆型・横展開型・Society5.0型）
- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
- ・地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材等のマッチングを支援（プロフェッショナル人材事業型）
- ・省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備（地方創生整備推進型）

【地方創生拠点整備タイプ】

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



【地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ】

大規模生産拠点整備プロジェクト

← 選定

プロジェクト選定会議

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

農山漁村振興交付金

【令和7年度予算概算要求額 10,388 (8,389) 百万円】

<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

<事業の全体像>

地域資源活用価値創出対策

(旧 農山漁村発イノベーション対策)

しごと 活力

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

創出支援型



地域資源を活用した新商品開発

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

農泊推進型



景観等を利用した高付加価値コンテンツの開発

農福連携型



障害者等の農産物栽培技術の習得

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

(関連事業)

地域資源活用価値創出委託調査事業

定住促進・交流対策型、産業支援型



農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備



古民家等を活用した滞在型施設の整備



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

都市農業機能発揮対策

活力

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援

都市部

農山漁村地域



情報通信環境整備対策

インフラ管理やスマート農業等に必要の情報通信環境の整備を支援します。

しごと くらし



通信施設の整備

中山間地域等

中山間地農業推進対策

くらし 活力

農村RMOの形成推進、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域振興を支援します。



農村RMOによる生活支援



高収益作物の導入



栽培技術のeラーニング

最適土地利用総合対策

土地利用

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



農地の粗放的利用

山村活性化対策

活力

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



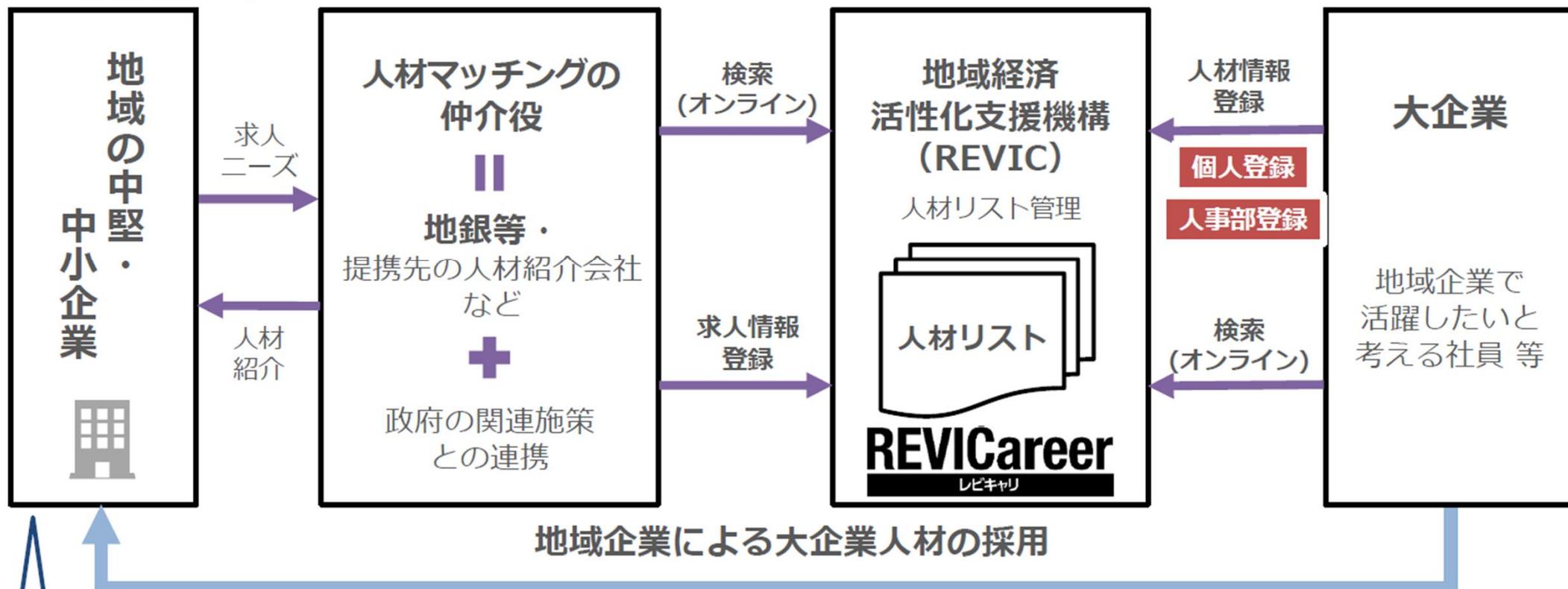
山菜を利用した商品開発

コミュニティの維持と農山漁村の活性化・自立化

地域企業経営人材マッチング促進事業について

- 政府として「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みが進む。金融庁としても、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、**大企業から中堅・中小企業（ベンチャー企業を含む）への人の流れを創出し**、大企業で経験を積まれた方々の各地域における活躍を後押し
 - 中堅クラスの兼業・副業、出向 ⇒ 将来の幹部人材として外部で経営に関わる貴重な経験に
 - シニア世代の方の転籍 ⇒ 人生100年時代に必要性の高まるセカンドキャリアの獲得機会に

事業スキーム



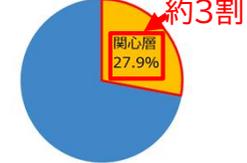
○ 採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限450万円 兼業・副業、出向：上限200万円

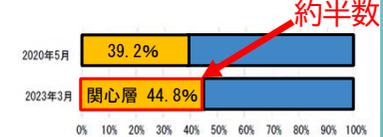
背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住の促進を通じた広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。**

二地域居住等への関心



地方移住への関心(20歳代)



法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容を含む広域的な地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
 - ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住に係る拠点施設と重点地区**をその内容を含む**広域的な地域活性化基盤整備計画の作成**について提案が可能

都道府県(広域的な地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
- ✓ **二地域居住者**の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼ 整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は**二地域居住促進に関する活動**を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を**二地域居住等支援法人**として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3**を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

- 【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)
- ①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
 - ②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人